

資料3

平成23年度 地熱発電施設における自然公園の風致景観上の支障 並びに温泉資源・地下水に及ぼす影響の検討事業委託業務仕様書（抜粋）

1 委託業務の目的

地球温暖化対策について、我が国は、中長期的には温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比25%削減する目標を掲げている。この実現に向けた道筋を示すものとして昨年発表された地球温暖化対策に係る中長期ロードマップの環境大臣試案では、エネルギー供給における再生可能エネルギーの割合を10%以上として、このうち地熱発電を現在の53万kWから171万kWまで引き上げることを目標としている。

また、行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会において、再生可能エネルギー導入の観点からの規制・制度のあり方が議論され、風力発電及び地熱発電について、自然公園法、温泉法等の許可の早期化・柔軟化が求められている。

一方、地熱発電施設の設置については、温泉資源・地下水の枯渇のおそれや大規模工作物の設置による自然公園の風致景観上の支障等が指摘されている。

このようなことから、地熱資源開発における最新の傾斜掘削・垂直掘削の技術の検証や自然公園の風致景観上の支障の課題について整理・検証することにより、地熱発電施設における温泉資源・地下水に及ぼす影響並びに自然公園の風致景観上の支障について軽減策の検討を行い、自然環境に配慮した再生可能エネルギーの推進を図る。

2 委託業務の内容

本業務は、（１）～（３）の業務（以下、「自然環境影響検討業務」という。）と（４）の業務（以下、「温泉・地下水影響検討業務」という。）に分けて実施する。

- （１） 地熱発電施設の設置・稼働による自然環境への影響把握
- （２） 地熱発電施設周辺の植生変化の検証
- （３） 地熱発電施設の景観影響評価
- （４） 地熱資源の開発に係る地下の流体モデル・指標の構築と再現性の検証（※詳細は資料9に記載）
- （５） 資料収集調査
- （６） 現地調査

① 国内現地調査

自然環境影響検討業務に関して4箇所、温泉・地下水影響検討業務に関して1箇所とする。

② 海外現地調査

フィリピン、アイスランドを予定

資料3

(7) 有識者への補助ヒアリング

(8) 検討会

① 地熱発電事業に係る自然環境影響検討会

自然環境影響検討業務を進めるために、地熱発電事業に係る自然環境影響検討会(以下「自然環境影響検討会」という)を設置し、平成23年11月末を目途に5回程度、東京都区内において開催し、本業務の実施に当たってその内容を検証するとともに、②の結果も踏まえ、地熱発電事業の自然環境に及ぼす影響を整理する。

② 地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会

温泉・地下水影響検討業務を進めるために、地熱資源開発に係る温泉・地下水への影響検討会(以下「温泉・地下水影響検討会」という)を設置し、平成23年11月末を目途に5回程度、(2)の業務の実施に当たっての内容を検証するとともに、ボーリングによる温泉・地下水への影響を整理する。

(9) 中央環境審議会の開催に当たっての資料の作成

①自然公園小委員会

②温泉小委員会

(10) 業務実施に関する打ち合わせ

3 委託業務履行期限

契約締結日から平成24年3月30日までとする。